○美濃加茂市水道事業給水条例

昭和３３年６月１６日

条例第７号

目次

第１章　総則（第１条―第８条）

第２章　給水装置の工事及び費用（第９条―第１６条）

第３章　給水（第１７条―第２３条）

第４章　料金及び手数料（第２４条―第３４条）

第５章　管理（第３５条―第４０条）

第６章　貯水槽水道（第４１条・第４２条）

第７章　補則（第４３条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、美濃加茂市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第２条　美濃加茂市水道事業の給水区域は、美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４２年美濃加茂市条例第５号）第２条第２項に規定する給水区域とする。ただし、配水管の布設してないところ又は工事施行に支障があると認めるときは、給水しないことがある。

２　前項ただし書の場合において、給水を受けようとする者が一切の工費を負担するときは、給水することができる。

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　給水装置　配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（市の水道メーター（以下「メーター」という。）を除く。）をいう。

(2)　臨時用　臨時に設備し、使用するものをいう。

(3)　定例日　料金算定の基準日として、あらかじめ水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定めた日をいう。

（給水装置の種類）

第４条　給水装置は、次の３種とする。

(1)　専用給水装置　１戸又は１箇所で専用するもの

(2)　共用給水装置　２戸以上若しくは２箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの

(3)　私設消火栓　消防用に使用するもの

（給水装置の所有者の代理人）

第５条　給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置き、これを管理者に届け出なければならない。

（総代人の選定）

第６条　次の各号のいずれかに該当する場合は、総代人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1)　給水管を共有するとき。

(2)　共用給水装置を使用するとき。

(3)　その他管理者が必要と認めたとき。

２　管理者は、前項の総代人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（同居人等の行為に対する責任）

第７条　給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

（給水装置の管理）

第８条　給水装置の使用者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出がなくても管理者がその必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

３　前項の修繕に要した費用は、給水装置の使用者又は所有者の負担とする。ただし、給水装置が公道敷にわたる部分の修繕であって、管理者の認めるものについては、これを徴収しないことができる。

４　第１項の管理義務を怠つたために損害を生じたときは、給水装置の使用者又は所有者の責任とする。

第２章　給水装置の工事及び費用

第９条　削除

（工事の申込み）

第１０条　給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第３項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。第３７条第１項第５号及び第３８条第４号において同じ。）又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申込みに当たり管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

（工事の施行）

第１１条　工事の設計及び施行は、申込みによつて市がこれを行う。ただし、管理者の許可を得たときは、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、申込者側で施行することができる。

２　前項ただし書の規定により申込者側で施行する工事は、管理者が法第１６条の２第１項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）に施行させ、工後直ちに市の検査を受けなければならない。

３　指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に管理者が定める。

（給水管及び給水用具の指定等）

第１２条　管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

２　管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

３　第１項の規定による指定の権限は、法第１６条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事の費用負担）

第１３条　給水装置の工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、公道敷にわたる部分について管理者が、市の費用で施工することを適当と認めたものについては、この限りでない。

（工事費の算出方法）

第１４条　市が施行する工事の費用は、次の合計額とする。

(1)　設計費

(2)　材料費

(3)　運搬費

(4)　労力費

(5)　道路復旧費

(6)　工事監督費

(7)　間接経費

２　前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

３　前２項に規定するもののほか、工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

（工事費の予納）

第１５条　市において工事を施行するときは、設計により算出した概算額を予納しなければならない。ただし、修繕工事その他で、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　前項の概算額は、施工後これを精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。ただし、円位未満の額については還付又は追徴しない。

（給水装置の変更）

第１６条　配水管の移転その他の理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても市が施工することができる。

第３章　給水

（給水の原則）

第１７条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

２　給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

３　給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあつても市は、その責めを負わない。

（メーターの設置）

第１８条　給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　メーターは、給水装置に設置し、その位置は市が定める。

（メーターの貸与）

第１９条　メーターは、市が設置して、給水装置の所有者又は使用者に保管させる。

２　前項の保管者は、善良な管理者の注意をもつてメーターを管理しなければならない。

３　保管者が、前項の管理義務を怠つたために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

（届出）

第２０条　給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1)　給水装置の使用を開始し、休止し、又は廃止するとき。

(2)　消火演習に使用するとき。

(3)　臨時用に使用するとき。

第２１条　給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1)　前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。

(2)　給水装置の用途に変更があつたとき。

(3)　総代人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき。

(4)　給水装置の所有権の変更があつたとき。

(5)　共用給水装置の使用戸数又は箇所数に異動があつたとき。

(6)　消火に使用したとき。

（私設消火栓の使用）

第２２条　私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

２　私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市の立会いを要する。

（給水装置及び水質の検査）

第２３条　給水装置の機能又は水質について、使用者又は所有者から検査の請求があつたときは、市がこれを行い、検査の結果を当該請求をした者に通知する。

２　前項の検査に要する費用は、その実費額を徴収する。

第４章　料金及び手数料

（料金の支払義務）

第２４条　水道料金（以下「料金」という。）は、給水装置使用者又は総代人から徴収する。

２　共用給水装置の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負担するものとする。

（料金）

第２５条　料金は、基本料金と従量料金の合計額に１．１を乗じて得た額とする。ただし、その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1)　基本料金

|  |  |
| --- | --- |
| メーターの口径 | 基本料金（メーター１個１月につき） |
| ２０ミリメートル以下 | １，７５０円 |
| ２５ミリメートル | ３，２００円 |
| ４０ミリメートル | ９，４００円 |
| ５０ミリメートル | １４，３００円 |
| ７５ミリメートル | ３４，３００円 |
| １００ミリメートル | ５７，５００円 |
| １２５ミリメートル | ８９，５００円 |
| １５０ミリメートル | １２３，０００円 |

(2)　従量料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| メーターの口径 | 従量料金（１立方メートル１月につき） |  |
| ２０ミリメートル以下 | １０立方メートルを超え５０立方メートルまで | １７５円 |
| ５０立方メートルを超え１００立方メートルまで | １８５円 |
| １００立方メートルを超え５００立方メートルまで | １９５円 |
| ５００立方メートルを超え１，０００立方メートルまで | ２１５円 |
| １，０００立方メートルを超える分 | ２４０円 |
| ２５ミリメートル以上 | ５０立方メートルまで | １７５円 |
| ５０立方メートルを超え１００立方メートルまで | １８５円 |
| １００立方メートルを超え５００立方メートルまで | １９５円 |
| ５００立方メートルを超え１，０００立方メートルまで | ２１５円 |
| １，０００立方メートルを超える分 | ２４０円 |

(3)　臨時用に使用したものの従量料金は、前号の規定にかかわらず、１立方メートルにつき３５０円とする。

（料金の算定）

第２６条　料金は、定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、これを変更することができる。

（水量の認定）

第２７条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

(1)　メーターに異常があつたとき。

(2)　その他使用水量が不明のとき。

（共用給水装置の水量の認定）

第２８条　共用給水装置の水量は、専ら居住の用に供する共同住宅については、各戸均等とみなし、その他のものについては、管理者が別に定める。

（特別な場合における料金の算定）

第２９条　月の中途において給水を開始し、休止し、又は廃止したときは、その使用した日数がその属する月の１５日以上の場合は１月分として、１４日以内の場合は基本料金のみは２分の１として、それぞれその料金を算定する。

（料金の前納）

第３０条　臨時給水その他で管理者が必要であると認めたときは、給水装置の使用申込みの際、管理者が定める料金を前納させることができる。

２　前項の料金は、使用中止の届出があつたとき精算する。ただし、届出のない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認めたときに、これを精算する。

第３１条　削除

（料金の徴収方法）

第３２条　料金は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。

（手数料）

第３３条　手数料は、次に掲げる区分によりこれを徴収する。

(1)　工事検査手数料（１回につき）

イ　口径２５ミリメートル以下　１，０００円

ロ　口径４０ミリメートル及び口径５０ミリメートル　２，０００円

ハ　口径７５ミリメートル以上　５，０００円

(2)　指定給水装置工事事業者指定手数料（１回につき）

イ　新規指定手数料　１０，０００円

ロ　更新指定手数料　１０，０００円

（分担金）

第３３条の２　給水装置の新設（臨時用を除く。）又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。）をしようとする者は、分担金を納付しなければならない。

２　分担金の額は、次の表に掲げる金額に１．１を乗じて得た額とする。ただし、改造する者が納付する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金との差額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| メーターの口径 | 金額 |
| １３ミリメートル | ２２０，０００円 |
| ２０ミリメートル | ３５０，０００円 |
| ２５ミリメートル | ８７０，０００円 |
| ４０ミリメートル | ２，７００，０００円 |
| ５０ミリメートル | ４，１００，０００円 |
| ７５ミリメートル | １０，５００，０００円 |
| １００ミリメートル以上 | 管理者が別に定める。 |

３　分担金は、給水装置の使用を開始する日までに納付しなければならない。

（料金の軽減又は免除）

第３４条　管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第５章　管理

（検査等及び費用負担）

第３５条　管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、給水装置の使用者又は所有者に対し適当な措置をさせ、又は自らこれをすることができる。

２　前項に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第３６条　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）第６条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

２　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第１６条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第３７条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)　水道の使用者が、第８条第３項の修繕に要した費用、第１４条の工事費、第２５条の料金又は第３３条の２の分担金を指定期限内に納入しないとき。

(2)　水道の使用者が、正当な理由がなく第２６条のメーターの点検又は第３５条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

(3)　料金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき。

(4)　給水栓を汚染のおそれがある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(5)　第１０条の承認を受けないで、給水装置を新設し、増設し、改造し、修繕し、又は撤去したとき。

(6)　メーターの作用に妨害を加えたとき。

２　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水を停止することができる。

(1)　給水装置の所有者が、６０日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2)　給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（違反処分）

第３８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、５万円以下の過料に処し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

(1)　料金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(2)　係員の職務の執行を拒み、これを妨害した者

(3)　給水栓を汚染のおそれがある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めない者

(4)　第１０条の承認を受けないで、給水装置を新設し、増設し、改造し、修繕し、又は撤去した者

(5)　メーターの作用に妨害を加えた者

(6)　私設消火栓を消防又は消防の演習のため以外に使用した者

(7)　前各号に掲げる者のほか、この条例又はこの条例に基づく規程に違反した者

（料金を免れた者に対する過料）

第３９条　市長は、前条に定めるもののほか、詐欺その他不正の行為によつて料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処することができる。

（罰則）

第４０条　この条例に違反し、みだりに配水管から給水の設備を設けて給水する行為をなした者は、１００万円以下の罰金に処する。

第６章　貯水槽水道

（市の責務）

第４１条　管理者は、貯水槽水道（法第１４条第２項第５号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

２　管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第４２条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第３４条の２の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第７章　補則

（委任）

第４３条　この条例の施行に関し、必要な事項は、規程で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日より施行する。

（分担金の額の特例）

２　当分の間、三和地区の分担金の額については、第３３条の２第２項の規定にかかわらず、次の表に掲げる金額に１．１を乗じて得た額とする。ただし、改造する者が納付する分担金については、同項ただし書の規定を適用する。

|  |  |
| --- | --- |
| メーターの口径 | 金額 |
| １３ミリメートル | ４４５，０００円 |
| ２０ミリメートル | ５７５，０００円 |
| ２５ミリメートル | １，１５０，０００円 |
| ４０ミリメートル | ３，３７５，０００円 |
| ５０ミリメートル | ５，２２５，０００円 |
| ７５ミリメートル | １２，７５０，０００円 |
| １００ミリメートル以上 | 管理者が別に定める。 |

附　則（昭和３５年３月１５日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和３５年４月１日から適用する。

附　則（昭和４０年３月２５日条例第１１号）

この条例は、昭和４０年４月１日から施行する。

附　則（昭和４３年３月２５日条例第６号）

この条例は、昭和４３年４月１日より施行する。

附　則（昭和４４年３月２５日条例第９号）

この条例は、昭和４３年７月１日から施行する。

附　則（昭和４４年１２月２０日条例第２３号）

この条例は、昭和４５年４月１日から施行する。

附　則（昭和４５年３月２５日条例第８号）

この条例は、昭和４５年４月１日から施行する。

附　則（昭和４７年３月２４日条例第５号）

この条例は、昭和４７年４月１日から施行する。

附　則（昭和４８年３月２６日条例第８号）

この条例は、昭和４８年４月１日より施行する。

附　則（昭和４９年３月２７日条例第１２号）

改正　平成２３年１２月２０日条例第１３号

この条例は、昭和４９年４月１日から施行する。

附　則（昭和５０年３月２７日条例第１４号）

この条例は、昭和５０年４月１日から施行する。

附　則（昭和５１年１２月２３日条例第３２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５２年３月２５日条例第１１号）

１　この条例は、昭和５２年４月１日から施行する。

２　改正後の条例第２５条の規定は、昭和５２年５月１日以降にメーターの点検を行つた分より適用し、同日前にメーターの点検を行つた分については、なお従前の例による。

附　則（昭和５３年１２月２２日条例第３１号）

１　この条例は、昭和５４年４月１日から施行する。

２　改正後の条例第２５条の規定は、昭和５４年５月１日以降にメーターの点検を行つた分より適用し、同日前にメーターの点検を行つた分については、なお従前の例による。

附　則（昭和５５年１２月２４日条例第２５号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の美濃加茂市上水道事業給水条例第２５条の規定は、昭和５６年５月１日以降にメーターの点検を行つた分より適用し、同日前にメーターの点検を行つた分については、なお従前の例による。

附　則（昭和５７年１２月２３日条例第２０号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和５８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の美濃加茂市上水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第２５条の規定は、昭和５８年５月１日以降にメーターの点検を行つた分から適用し、同日前にメーターの点検を行つた分については、なお従前の例による。

３　昭和５８年５月１日から昭和５９年４月３０日までにメーターの点検を行つた分については、改正後の条例第２５条第１号中「１，７００円」とあるのは「１，５００円」とする。

附　則（平成２年３月３０日条例第１１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の美濃加茂市上水道事業給水条例第２５条の規定は、平成２年５月１日以降にメーターの点検を行つた分から適用し、同日前にメーターの点検を行つた分については、なお従前の例による。

附　則（平成３年３月３０日条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の美濃加茂市上水道事業給水条例第２５条第１項第２号及び第２８条の規定は、平成３年５月１日以降にメーターの点検を行つた分から適用し、同日前にメーターの点検を行つた分については、なお従前の例による。

附　則（平成３年１０月１日条例第１６号）

（施行期日）

１　この条例は、平成４年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金についての経過措置）

２　改正後の美濃加茂市上水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第２５条の規定は、平成４年２月１日以降にメーターの点検を行つた分から適用し、同日前にメーターの点検を行つた分については、なお従前の例による。

（分担金についての経過措置）

３　改正後の条例第３３条の２の規定は、施行日以後に給水装置の新設又は改造の申請をした者に係る分担金から適用し、施行日前に給水装置の新設又は改造の申請をした者に係る分担金については、なお従前の例による。

附　則（平成５年１２月２７日条例第２５号）

（施行期日）

１　この条例は、平成６年４月１日から施行する。

（料金についての経過措置）

２　改正後の美濃加茂市上水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第２５条の規定は、平成６年５月１日以降にメーターの点検を行う分から適用し、同日前にメーターの点検を行う分については、なお従前の例による。

（分担金についての経過措置）

３　改正後の条例第３３条の２及び附則第２項の規定は、この条例の施行の日以後に給水装置の新設又は改造の申請をする者に係る分担金から適用し、同日前に給水装置の新設又は改造の申請をした者に係る分担金については、なお従前の例による。

附　則（平成９年３月２７日条例第８号）

（施行期日）

１　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

（料金についての経過措置）

２　改正後の美濃加茂市上水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第２５条の規定は、平成９年５月１日以後にメーターの点検を行う分から適用し、同日前にメーターの点検を行った分については、なお従前の例による。

（分担金についての経過措置）

３　改正後の条例第３３条の２第２項及び附則第２項の規定は、施行日以後に給水装置の新設又は改造の申請をする者に係る分担金から適用し、同日前に給水装置の新設又は改造の申請をした者に係る分担金については、なお従前の例による。

附　則（平成９年１２月２５日条例第２２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１０年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に改正前の美濃加茂市上水道事業給水条例第１１条第２項の規定に基づき給水工事業者の指定を受けている者（以下「旧公認指定店」という。）は、改正後の美濃加茂市上水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第３６条第２項の規定の適用については、施行日から９０日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があった時までの間）は、改正後の条例第１１条第２項の指定を受けた者とみなす。

３　旧公認指定店が、施行日から９０日以内に、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律附則第２条第２項の届出に関する省令（平成９年厚生省令第６０号）で定める事項を市長に届け出たときは、改正後の条例第１１条第２項の指定を受けた者とみなす。

附　則（平成１２年３月２７日条例第２１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

（罰則の適用に関する規定）

２　第３条、第６条及び第８条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成１２年１２月２６日条例第３８号）

この条例は、平成１３年１月６日から施行する。

附　則（平成１４年１２月２４日条例第３０号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年１２月２０日条例第１３号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２０日条例第１９号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（料金についての経過措置）

２　第１条の規定による改正後の美濃加茂市水道事業給水条例（以下「改正後の給水条例」という。）第２５条の規定は、平成２６年５月１日以後にメーターの点検を行う分から適用し、同日前にメーターの点検を行った分については、なお従前の例による。ただし、平成２６年４月にメーターの点検を行った日以後同月末日までの間において、同条例第２０条又は第２１条の届出によりメーターの点検を行った分については、この限りでない。

（分担金についての経過措置）

３　改正後の給水条例第３３条の２第２項及び附則第２項の規定は、この条例の施行の日以後に給水装置の新設又は改造の申請をする者に係る分担金から適用し、同日前に給水装置の新設又は改造の申請をした者に係る分担金については、なお従前の例による。

附　則（令和元年６月２５日条例第１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（水道料金についての経過措置）

３　第２条の規定による改正後の美濃加茂市水道事業給水条例（以下「改正後の給水条例」という。）第２５条の規定は、令和元年１１月１日以後にメーターの点検を行う分から適用し、同日前にメーターの点検を行った分については、なお従前の例による。ただし、令和元年１０月にメーター点検を行った日後から同月末日までの間において、同条例第２０条又は同条例第２１条の届出によりメーターの点検を行った分については、この限りでない。

（分担金についての経過措置）

４　改正後の給水条例第３３条の２及び附則第２項の規定は、この条例の施行の日以後に給水装置の新設又は改造の申請をする者に係る分担金から適用し、同日前に給水装置の新設又は改造の申請をした者に係る分担金については、なお従前の例による。

附　則（令和元年９月２４日条例第６号）

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。